

町田市いじめ防止基本方針

(改訂版)

1	町田市いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	2
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめの態様	
(3)	子どもの悩み・苦しみを受けとめましょう	
3	町田市の取組	3
4	学校の取組	9
(1)	いじめを「防ぐ」	
(2)	いじめに「気付く」	
(3)	いじめから「守る」	
(4)	いじめ対応の具体的な取組例（初期対応の流れ）	
(5)	いじめ対応の組織（学校いじめ対応チーム）	
5	家庭・地域の取組	15
(1)	いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿	
(2)	いじめに「気付く」ポイント	
(3)	相談窓口の周知	



2015年5月
町 田 市

1 町田市いじめ防止基本方針

学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育てています。

これまでも、いじめを防止するために、学校は様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。いじめが背景事情とされ、子どもが自ら命を絶つという痛ましい事案が全国各地で発生し、憂慮すべき事態となっております。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市では、『いじめ防止対策推進法』並びに『東京都いじめ防止対策推進条例』に基づき、次のとおり、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進します。

基本方針	町田市の取組・関係機関等
<p>1 いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ために、学校・家庭・地域が一丸となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育） ○職場体験 ○学校支援地域理事・スクールボード校 ○保護者会・PTA・学校便り ○登下校時の見守り ○学校評価 ○広報「まちだの教育」 ○道徳授業地区公開講座
<p>2 いじめに「気付く」早期発見と適切な対応を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修 ○心のアンケート ○教育相談（教育センター） ○スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課） ○東京都公立学校スクールカウンセラー ○いじめ対応マニュアル「守る」「気付く」「防ぐ」
<p>3 学校と教育委員会の連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ110番（指導課） ○いじめ対応サポートチーム（指導課） ○まちだJUKU（教育センター）
<p>4 学校と関係機関の連携を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校サポートチーム ○町田警察署 ○南大沢警察署 ○八王子少年センター ○八王子児童相談所 ○民生・児童委員、主任児童委員 ○保護司

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義 〈「いじめ防止対策推進法」第1章（総則）第2条（定義）〉

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことです。（●心理的 ■物理的）

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書き込みによる誹謗中傷、個人情報勝手に掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる心配があると判断した事例全てに対して、適切に対応することです。

(3) 子どもの悩み・苦しみを受けとめましょう

【悩む・苦しむ子どもの姿】

- いじめられる子どもの「人に知られたくない」「みんなに心配をかけたくない」という思いから、問題が見えにくくなっていることがあります。
- いじめの事実を大人に告げることによって、さらに自分へのいじめがエスカレートすると恐れている子どもがいます。
- 悩み、苦しみながら、誰にも相談できず、一人で問題を抱え込む子どもがいます。

【悩む・苦しむ子どもへの支援】

- 子どもが、いつでも気軽に相談できたり、大人と話をしたり、大人と一緒に活動したりする場を工夫しましょう。
- いじめられている子どもには、最後まで守り通すことを約束するとともに、「あなたは悪くない」と伝え、自尊感情を失わせないようにしましょう。
- いじめられていることを一人で悩み、苦しみ続けるのではなく、必ず誰かに相談しよう、積極的に呼びかけましょう。
- 大人は、日頃から、子どものサインに気づき、子どもの悩み・苦しみを受けとめるようにしましょう。

3 町田市取組

**【基本方針1】 いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ために、
学校・家庭・地域が一丸となります。**

いじめを「防ぐ」ためには、日頃から、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、子どもの豊かな人間性を育むことが必要です。社会全体で子どもを「守る」ため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進します。

また、家庭との連携を密に図るため、学校の取組や教育委員会の取組等について、普及啓発を行います。

小中一貫町田っ子 カリキュラム (規範教育)	規範教育と道徳教育の関連を明確にし、「いじめ・いやがらせ、命の大切さ」(人権教育)、「挨拶、言葉遣い」(人間関係)、「ルール・マナー」(法教育)に関わる内容について、9年間を見通して全学年で指導を行っています。
職場体験	「地域で支えよう町田っ子の未来探し」をキャッチフレーズとして、地域・学校・行政が一体となり、市全体で、中学校2年生の5日間の職場体験を行っています。子どもは自分のよさや可能性、「自分の生き方」を見付け、人と関わりながらたくましく生きる力を身に付けます。
学校支援地域理事 スクールボード校	小・中学校全校に学校支援地域理事を配置し、スクールボード校と称しています。各学校では、地域と協働して様々な教育活動を発展させています。
保護者会 PTA 学校便り	学校の取組姿勢を理解されることが、早期の情報収集につながります。学校は、保護者会や学校便りを活用し、日頃から学校いじめ基本方針等を説明します。PTAの役員等が被害・加害の子ども保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、各学校で連携・協力関係の構築を図ります。
登下校時の見守り	被害の子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の方による登下校時の見守りを行います。
学校評価	いじめの問題に対する学校の取組について、市立小・中学校全校の学校評価において、共通の評価項目を設定します。各学校では、点検・評価を行い、取組の改善・充実を図っていきます。
広報「まちだの教育」	いじめの問題に対する学校の取組や教育委員会の取組等を保護者・市民に広報し、普及啓発を図ります。
道徳授業地区公開講座	子どもの豊かな心を育てるために、道徳の授業公開や意見交換会を通して、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育を推進しています。

【基本方針 2】 いじめに「気付く」早期発見と適切な対応を促進します。

学校・教育委員会・家庭・地域が、いじめの問題にしっかりと向き合い対応することが必要です。大人の言動や態度が子どもを傷付けたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように大人自身が人権意識を高く保つことが必要です。

そこで、教育委員会では、『いじめ防止対策推進法』の趣旨を改めて周知徹底するとともに、教員研修等を通して、より一層理解を深めていきます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実や解決に向け調整・支援する取組の推進を図ります。

教員研修	いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質・能力の向上を図ります。
心のアンケート	全ての小・中学生を対象に毎月 1 回、いじめの実態調査を実施しています。いじめやいじめの疑いがある事例及びいじめに発展する心配がある事例等について、情報を的確に把握し迅速に対応します。また、教員の児童・生徒理解を深め、日常の指導に生かします。
教育相談 (教育センター)	市内の子どもの様々な教育上の問題について、本人、保護者、学校・保育園・幼稚園関係者の相談に応じます。
スクールソーシャルワーカー (教育センター・指導課)	社会福祉の専門的知識・技術を活用して、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけて調整し、様々な関係機関とともに問題の解決を目指します。
東京都公立学校 スクールカウンセラー	臨床心理士資格を持つスクールカウンセラーにより、様々な問題を抱え、心理状態が不安定な子どもの心の内面のケアを図ります。
いじめ対応マニュアル 「守る」「気付く」「防ぐ」	「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」を小・中学校全教員に配布しています。いじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに対し適切かつ迅速な指導の充実を図ります。

【基本方針 3】 学校と教育委員会の連携を強化します。

いじめから子どもを「守る」ために、市としても、学校の主体的な取組を支援し、積極的に役割を果たすよう、教育委員会の体制を充実します。

特に、重大な事案については、的確かつ迅速に対応するため、学校と教育委員会が適切に連携・協力できるよう、教育委員会の取組の普及を行います。

<p>いじめ110番 (指導課)</p>	<p>小・中学校のいじめに関する相談を受け付けています。必要に応じて、いじめ対応サポートチームやスクールソーシャルワーカーを当該の学校へ派遣しています。</p>
<p>いじめ対応サポートチーム (指導課)</p>	<p>指導主事・スクールソーシャルワーカー・校長経験者・臨床心理士で構成しています。いじめ問題に学校とともに取り組み、子ども・保護者への支援を行います。</p>
<p>まちだJUKU (教育センター)</p>	<p>まちだJUKUは、専門チームが対象生徒の在籍校の1室を使用して、1週間個別指導を行います。個別指導の内容は、在籍校の校長が当該生徒の状況に応じて作成しますが、学習指導だけではなく、生活指導、カウンセリングなども行います。</p>

【基本方針 4】 学校と関係機関の連携を促進します。

いじめは犯罪行為に当たる場合があります。警察との連携を強化するとともに、関係機関と協力した取組を促進します。

<p>学校サポートチーム (警察署・少年センター、主任児童委員、民生・児童委員、保護司、地域関係者、児童相談所、子ども家庭支援センター等)</p>	<p>学校だけでは解決できない困難事例の対応のため、学校と関係機関等が一体となった行動連携を図り、諸問題に対し、各機関の専門性を生かした多様な指導や支援を組織的に行います。</p>
<p>町田警察署 南大沢警察署 八王子少年センター 八王子児童相談所</p>	<p>子どもの生命または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報することが必要です。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、警察へ早期に相談し、連携を図ることが重要です。さらに、いじめの解決に向け、児童相談所との連携についても積極的な検討が必要です。</p>
<p>民生・児童委員 主任児童委員 保護司</p>	<p>いじめや生活指導上の諸問題は、学校の内外を問わず発生します。地域で見守ってくださる方々とは、地域における子どもの様子について日常の情報連携に努め、問題解決に当たって行動連携を推進します。</p>

町田市教育委員会の附属機関「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会」

町田市教育委員会
委員長・委員長職務代理者
教育委員（2名）・教育長
（計5名）

諮問・調査依頼

いじめ問題対策委員会
学識経験者、法律、
心理、福祉等の専門家
（5名以内）

答申・調査報告

- 【役割】 ①いじめの防止等の対策の問題点・改善策について、専門的な立場から意見を述べる。
②いじめによる重大事態発生時には調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（5人以内）
【任期】 2年間

町田市長の附属機関「町田市いじめ問題調査委員会」

町田市長

「いじめ問題調査委員会」
再調査結果は市議会に報告

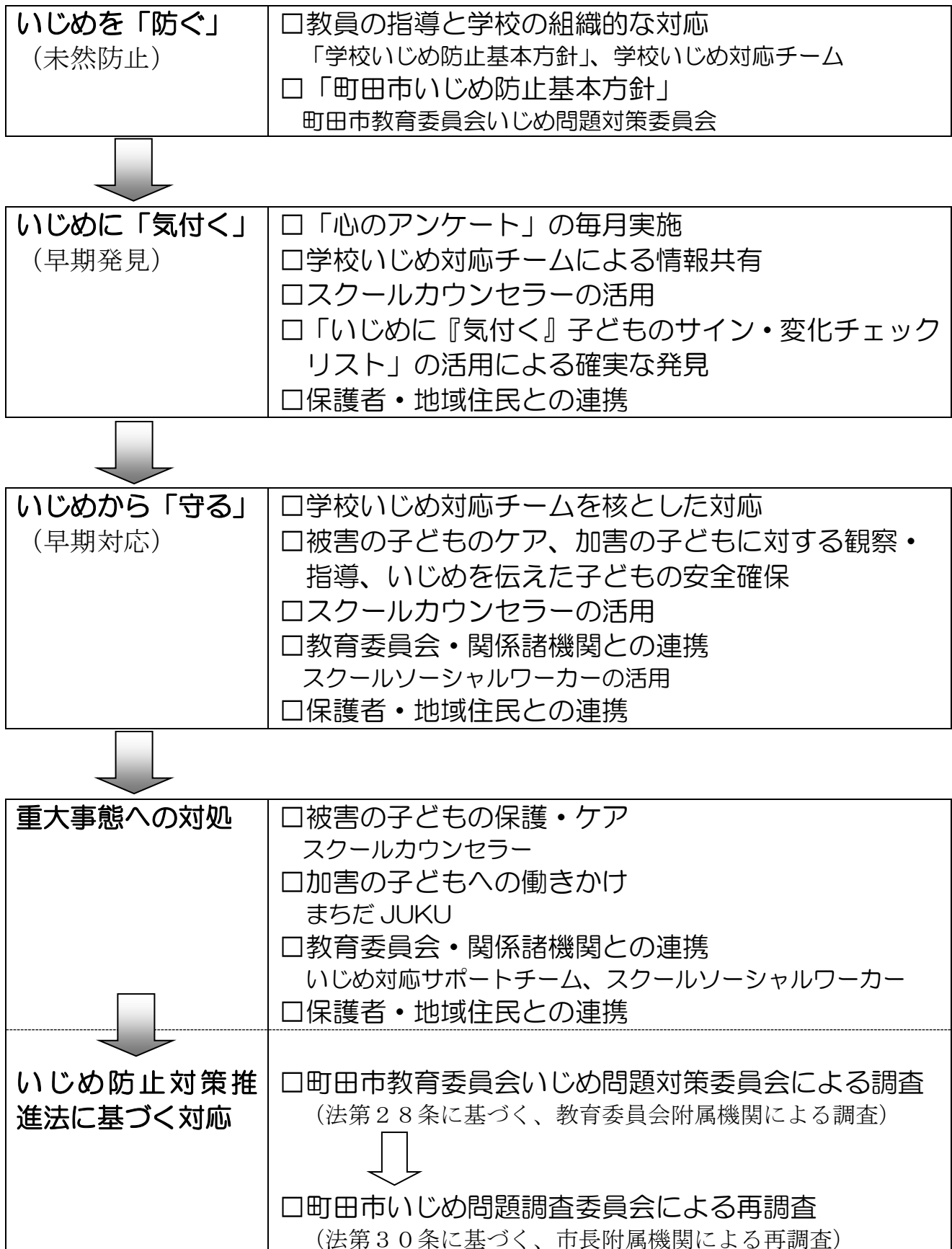
諮問・再調査指示

いじめ問題調査委員会
学識経験者、法律、心理、福祉等の
専門家
（5名以内）
※「町田市教育委員会いじめ問題対策
委員会」の委員以外の者

答申・再調査報告

- 【役割】 いじめによる重大事態の調査について、教育委員会、学校の報告内容を精査し、いじめによる重大事態への対処、再発防止策に必要な措置を講じるため、市長が、必要があると認めるときに再調査を行い、その結果を市長に報告する。
- 【構成】 学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（5人以内）で「いじめ問題対策委員会」の委員以外の者
- 【任期】 市長が委嘱したときから、調査委員会が再調査を終了したときまで。

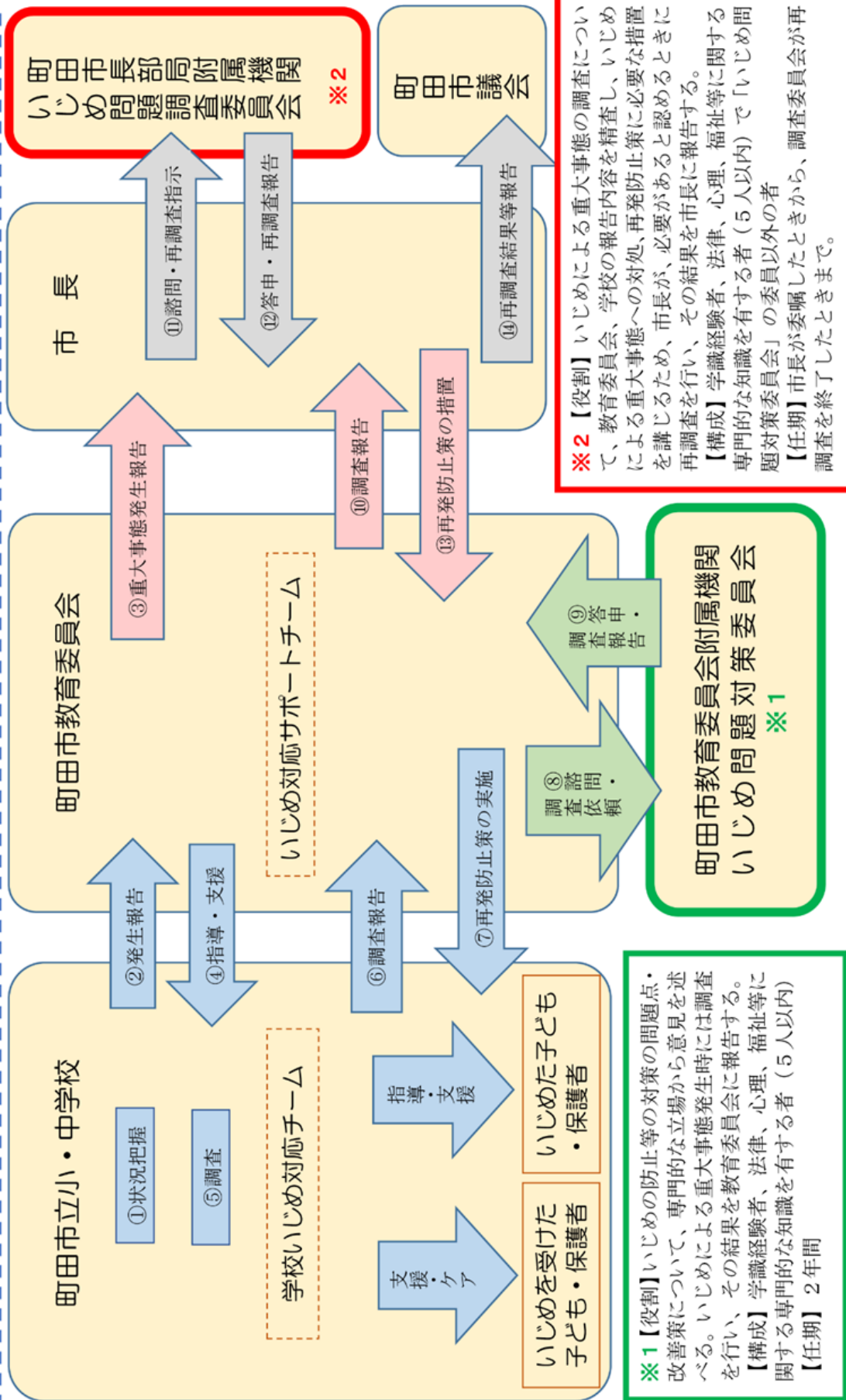
いじめ問題対策「防ぐ・気付く・守る」取組の流れ



町田市立小・中学校におけるいじめによる重大事態発生時の対応

重大事態とは

- ①児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事態
- ②児童・生徒が30日以上長期間、学校を欠席することを余儀なくされている事態



4 学校の取組

「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「町田市いじめ防止基本方針」に基づき、町田市立小・中学校では、次のことを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとします。

(1) いじめを「防ぐ」

① 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させます。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

② 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進します。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせます。

③ 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れます。

(2) いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めます。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識するとともに、子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方、関係機関の担当者とも連携して情報を収集し、適切に対応します。

○いじめに「気付く」子どものサイン・変化チェックリスト

いじめの早期発見・早期対応のためには、子どもが発するサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）や変化を見逃さないようにしましょう。

また、特別な支援を要する子どもについては、本人が自覚しない中、からかいや冷やかしの対象になったり、好ましくない行動をさせられたりすることがあります。

なお、サインの内容や表れ方は、それぞれによって異なることを十分に認識し、理解することが大切です。

①いじめられている側のサイン例

朝の会・授業前	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 急に一人で登校するようになった。朝早く登校するようになった。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増える。また、その理由をはっきりと言わない。 <input type="checkbox"/> 遅刻ぎりぎりに登校する。 <input type="checkbox"/> 挨拶をしなくなり、視線が合わなくなる。友達と一緒にいても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 友達と関わらない。 <input type="checkbox"/> 朝から服が汚れている。 <input type="checkbox"/> 提出物を出さなかったり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、返事の声が小さい。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室に行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 学習用具等の忘れ物が多い。 <input type="checkbox"/> 机、教科書、ノートなどに落書き、汚れ、破損などが見られる。 <input type="checkbox"/> 発表をためらう。極端に周りの目を気にする。 <input type="checkbox"/> 発言したとき、周囲がざわついたり、野次がとんだり、大げさに感心されたりする。または、反応がない、無視される。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから発言を強要される。 <input type="checkbox"/> 文字や作品等が乱雑になっている。筆圧が弱くなっている。無気力な状態が見られる。 <input type="checkbox"/> グループづくりの際、孤立したり、必要以上に同じグループに誘われたりする。 <input type="checkbox"/> 成績が急に低下する。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから、机を離される。 <input type="checkbox"/> 専科の授業でグループに入れない。グループに入っても役割等がもたされない。 <input type="checkbox"/> 専科の授業から一人で遅く戻る。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 休み時間に、自分の席から離れない。 <input type="checkbox"/> 無理やりのように友達に連れ出される。 <input type="checkbox"/> 一人で校舎内を歩いたり、用もなく職員室や保健室に来たりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの輪に入れず、校庭を一人で歩いている。 <input type="checkbox"/> 教室や学校図書館で本を一人で読んでいる。飼育小屋の動物を一人で見ている。 <input type="checkbox"/> 楽しそうな表情がなく、一人で寂しそうに教室に帰ってくる。 <input type="checkbox"/> 友達に必要以上に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> トイレ内などで、複数の子どもたちに囲まれている様子が見られる。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどで、技をかけられている。 <input type="checkbox"/> 一人で遊び道具を片付けさせられる。 <input type="checkbox"/> けがが多い。休み時間後、服装が汚れ、乱れている。
給食時	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 机を離される、寄せようとしない。寄せても隙間がある。 <input type="checkbox"/> 配られない、または極端に多く盛り付けられるなどのいたづらをされる。 <input type="checkbox"/> 配膳したり、されたりすることを嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 給食を残したり、食欲がなくなったりする。 <input type="checkbox"/> 一人で給食、弁当を食べている。グループ内の会話に入れない。 <input type="checkbox"/> おかわりをすると、周囲が目配せをする。クスクスと笑いが起きる。 <input type="checkbox"/> 一人で片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 給食当番の白衣などを複数洗濯している。

清掃時	<input type="checkbox"/> 他の子どもと離れて、一人で掃除している。 <input type="checkbox"/> 雑巾がけ、重い物運び、ごみ捨てなどの他の子どもが嫌がる仕事ばかりをしている。 <input type="checkbox"/> 多くの机を一人で運んでいる。 <input type="checkbox"/> 机やいすが運ばれないで放置されている。 <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、授業に遅れてくる。
帰りの会・下校時	<input type="checkbox"/> 配布するプリントが、席を抜かされるなどして渡らない。 <input type="checkbox"/> 何か起きると責任を押し付けられたり、追及されたりする。 <input type="checkbox"/> 教師の近くから離れない。用もなく職員室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 急いで下校する。またはいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 下校中、友達の荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 靴やかばん、傘などの持ち物が紛失する。 <input type="checkbox"/> 靴箱にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 班ノート、学級日誌などに記入しなくなる。 <input type="checkbox"/> 一人で日直の仕事をしている。
クラブ・部活動	<input type="checkbox"/> 一人で準備や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 部活動に遅れてくることが多くなる。 <input type="checkbox"/> グループに入れてもらえない、ペアが組めないで取り残される。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 順番を抜かされたり、ボールをパスしてもらえなかったりする。 <input type="checkbox"/> 失敗すると、他の子どもに強く責められる。 <input type="checkbox"/> 練習中や休憩中、一人で過ごす。 <input type="checkbox"/> 使用した道具を、他の子どもたちがさわろうとしない。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしないけが、あざ、汚れがある。 <input type="checkbox"/> 部活動の欠席が増え、理由がはっきりしないまま、退部願いを申し出る。
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる。 <input type="checkbox"/> 机、持ち物にいたずら書きをされる、壊される、無くなる。 <input type="checkbox"/> 席替えや班決めで、隣の席や近くの席になることを避けられる。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員などに選ばれる。 <input type="checkbox"/> 他が嫌がる仕事や雑用を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 掲示物にいたずらをされたり、剥がされたりする。 <input type="checkbox"/> 黒板に中傷するようないたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 掲示された写真に傷を付けられる。 <input type="checkbox"/> 友達関係が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 嫌がらせの手紙や紙切れがある。 <input type="checkbox"/> 嫌がっているあだ名で呼ばれる。

②いじめている側のサイン例

子どもが出すサインを確実に受け止めるには、日頃から教職員と子ども、子ども相互、教職員相互、保護者と教職員などの間に温かい人間関係を作ることが大切です。

いじめた子どもには、いじめを行った背景を理解するとともに、いじめの行為に対しては毅然と指導することが必要です。

傍観者となった子どもには、学級や学年等全体の問題として対応していくこと、いじめの問題に、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示すことが重要です。

学校生活全般

- 教室や廊下、階段で、ひそひそ話をしている集団がある。
- 特定の子どもの見る目が厳しい。何か起きると責任を押し付けたり、追及したりする。
- 特定の子どもにだけ、周りが必要以上に気を遣う。
- 特定の子どもの発言に、顔を見合わせたり、さげすんだ表情をしたりする。または、反応がない、無視する。
- 特定の子どもからの声かけを意図的に無視する。
- グループづくりで取り残された子どもに、誰も声をかけない。
- 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使う。
- 教師が近付くと、急に仲のよいふりをしたり、笑顔で話しかけたりする。
- 教師が近付くと、急に話題を変えたり不自然に分散したりするグループがある。
- 絶対的なボスがいる。
- 教師によって態度を変える。
- 学級内で、いたずら書き、紙切れ回し、物隠しなどがある。
- 言葉遣いが乱暴である。
- 金品の貸し借りをを行う。

(3)いじめから「守る」

①早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行います。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応します。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守ります。

②関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携を図ります。

(4) いじめ対応の具体的な取組例（初期対応の流れ）

初期対応の流れ	学校の取組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何を」「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」、教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
<p>3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、「あなたを全力で守る。」「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り （話しやすい人や場所等の配慮、複数の教職員で聞き取り、情報提供者の秘密を守る） ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
<p>4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有、指導・援助方針の共通理解、役割分担 ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
<p>5 子どもへの指導及び 保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず、支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為については毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
<p>6 関係機関との連携及び 継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係者について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者への説明方法を検討する。 ○対応経過等の記録・情報を整理する。

(5) いじめ対応の組織

学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対応チーム」を設置し、校務分掌組織図に位置付けます。

このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行います。

「学校いじめ対応チーム」構成員例

- 校長
- 副校長
- 主幹教諭
- 生活指導主任
- 教育相談担当
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 当該学年主任
- 当該学級担任
- 当該部活動顧問
- いじめ対応窓口
- 特別支援教育コーディネーター
- 巡回指導員
- 支援員（学習・特別支援教育）

4 家庭・地域の取組

(1) いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組む必要があります。

- 保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等とおして、規範意識を養うための指導を行うとともに、子どもをいじめから守る。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認する。
- いじめは絶対に許されないとの認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
- 子どもが相談しやすい雰囲気を持ち、日頃から子どもとの信頼関係を深める。
- 子どもが安心する温かい家庭・地域を維持する。
- 気になる子どもを見かけたら声をかけ、いじめられる子どもがいたら徹底して守り通す。
- 登下校時の見守りなどとおして、被害の子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。
- 保護者会や地域の会合等で、いじめ問題根絶に向けて情報共有や話し合いを行う。
- 学校いじめ基本方針、取組等を理解し、いじめの情報を得た場合には、学校に早期に連絡、相談するなどの協力をする。
- PTA 役員等が被害・加害の子どもを保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、学校とPTA等の連携・協力関係をつくる。

(2) いじめに「気付く」ポイント

子どもたちの豊かな学校生活のために、家庭・地域が協力することが大切です。
保護者・地域の方は、子どもたちが発するサインに気付いたら、学校等に相談することが必要です。

家庭や地域での表情・態度	<input type="checkbox"/> 挨拶をしても返さない。 <input type="checkbox"/> 笑顔がなく沈んでいる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎ込み元気がない。 <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おずおずとする。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 <input type="checkbox"/> いつも一人で過ごしている。
身体・服装	<input type="checkbox"/> 身体に原因不明の傷などがある。 <input type="checkbox"/> けがの原因をあいまいにする。 <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 <input type="checkbox"/> 寝不足で顔がむくんでいる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、破けたりしている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。
持ち物・金銭	<input type="checkbox"/> かばんや筆箱等が隠される。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 靴や上履きが隠されたりいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 「なくした」「落とした」などと言うことが多い。
言葉・行動	<input type="checkbox"/> 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。 <input type="checkbox"/> いつも一人でいたり、泣いていたりする。 <input type="checkbox"/> 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が入るが出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、不安な表情を浮かべる。
遊び・友達関係	<input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされている。 <input type="checkbox"/> 付き合い友達急に変わり、大人が友達のことを聞くと嫌がる。 <input type="checkbox"/> 友達から笑われたり、冷やかされたりする。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にする。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどにいつも参加させられている。 <input type="checkbox"/> よくけんかが起こる <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
教員との関係	<input type="checkbox"/> 教員の話をしなくなる。 <input type="checkbox"/> 教員と関わろうとしない、避けようとする。

(3) 相談窓口の周知

日頃から、いじめなどの悩みを受け付ける相談機関について、積極的に情報共有することが重要です。

いじめ問題の相談については、学校以外にも、各関係機関が受け付けています。

どこがいいのか迷って連絡しても、どの窓口も悩みや情報を受けとめます。

また、相談内容に応じて、適切な機関につないでもらえます。

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
いじめ110番	042-724-2867	町田市教育委員会指導課
教育相談	042-792-6546	町田市教育センター
スクールソーシャルワーカー	042-793-2481	町田市教育センター
東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288	東京都教育相談センター
子どもの人権110番	0120-007-110	法務局
八王子児童相談所	042-624-1141	八王子市台町2-7-13
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
八王子少年センター	042-679-1082	八王子市南大沢1-155-4
町田警察署生活安全課少年係	042-722-0110(代表)	町田市旭町3-1-3
南大沢警察署生活安全課少年係	042-653-0110(代表)	八王子市南大沢1-8-3
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	多摩市中沢2-1-3
東京多摩いのちの電話	042-327-4343	NPO法人
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳までの子どもが対象)